令 和 3 年 度

# 定期監査(事務監査)結果報告書
# (前　期)

令和４年１月 18 日提出

登 米 市 監 査 委 員

令和３年度定期監査（事務監査）結果について、登米市監査基準第 20 条第１項に基づき、次のとおり報告する。

## １　監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第４項の規定に基づく監査）

## ２　監査の対象

（１）予算の執行事務（収入・支出）
（２）契約事務（工事、業務委託等）
（３）財産管理事務（公有財産、物品）
（４）その他（補助金交付等）

## ３　監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに各種事務の執行が法令に適合し、正確かつ最少の経費で最大の効果を挙げているかを検証するとともに、組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置き実施した。

## ４　監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、事務事業の状況について関係職員から説明を聴取し現状の把握をした。

また、登米市監査基準第 19 条に基づき、対象部署から監査委員の指摘内容に対する弁明又は見解の聴取を行った。

なお、事務局職員による現地調査として、石森小学校、錦織小学校、石越小学校、南方小学校、佐沼中学校、米山中学校、北部学校給食センターを対象に実施したほか、保育所(園)、児童館、子育て支援センター、小学校、中学校、幼稚園、学校給食センター、視聴覚センター、迫図書館、登米図書館、石ノ森章太郎ふるさと記念館、中田生涯学習センター、登米懐古館については、書面による調査を実施した。

## ５　監査の日程

前期日程については、令和３年 10 月 25 日から同年 11 月 24 日まで、下記の部署を対象に実施した。

| 実施月日 | 対　象　部　署 | |
|---|---|---|
| 10 月 25 日 | 市民生活部 | 市民生活課 |
| | | 環境課 |
| 10 月 26 日 | 市民生活部 | 国保年金課 |
| | | 健康推進課 |
| 10 月 27 日 | 福祉事務所 | 長寿介護課 |
| 10 月 28 日 | 福祉事務所 | 子育て支援課 |

| | | |
|---|---|---|
| 11 月 5 日 | 消防本部 | 消防総務課、予防課、警防課、指令課 |
| | 環境事業所 | 衛生センター、クリーンセンター |
| 11 月 9 日 | 産業経済部 | 産業総務課 |
| | 農業委員会 | 農業委員会事務局 |
| 11 月 10 日 | 産業経済部 | 農政課 |
| | | 農林振興課 |
| 11 月 11 日 | 産業経済部 | 地域ビジネス支援課 |
| | 建設部 | 建設総務課 |
| 11 月 12 日 | 建設部 | 住宅都市整備課 |
| | | 道路課 |
| 11 月 16 日 | 教育委員会 | 南部学校給食センター |
| | | 教育総務課 |
| 11 月 17 日 | 教育委員会 | 学校教育課、学校再編推進室、活き生き学校支援室 |
| | | 生涯学習課、文化財文化振興室 |
| 11 月 18 日 | 福祉事務所 | 中田児童館 |
| | 教育委員会 | 米岡小学校 |
| 11 月 24 日 | 福祉事務所 | 生活福祉課 |

## ６　監査執行者

監査委員　中津川　源　正
監査委員　千　葉　良　悦
監査委員　岩　淵　正　宏

## ７　監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。

監査の着眼点及び各部署に共通する項目は総括事項に、部署ごとに改善を必要とする事項については、個別事項に記述するとおりである。

また、監査の執行の際に見受けられた事務処理上留意すべき簡易な事項は、関係職員に対して口頭で改善を促したので、記述を省略した。

監査結果の個別事項に対して措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その措置内容を監査委員に通知されたい。

【総括事項】

総括事項は各部署に共通する事項であり、該当する部署だけではなく、どの部署でも事務事業を遂行する上で共通の認識をもって検証すべき事項となっている。

事務事業を行う際は前例踏襲ではなく、何に基づいて行っているのかを常に意識し、根拠法令等を確認・理解の上、適正かつ効率的な事務処理に努められたい。

## １　予算執行について

昨年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や縮小となった事業があるものの、おおむね計画どおり執行されている。引き続き適切な事業の進捗管理と予算管理に努められたい。特に、事業の中止等により多額の予算残が見込まれる予算については、今後可能な限り減額補正を行い、不用額の抑制に努められたい。

また、各種補助金についても、交付団体等において事業の中止や縮小による多額の繰越金が予想されることから、その取扱いについては早期に検討し、交付団体等に周知されたい。

なお、収入調定及び支出負担行為について、起票の遅れや誤りが散見された。これらは収入及び支出の手続きにおいて最初に行われる行為であることを改めて念頭に置き、適正な時期での処理に努められたい。

## ２　債権管理について

債権を管理する部署においては、引き続き債権管理マニュアルに基づく基本的な取り組みを行い、現年度分未収金の発生防止及び過年度分未収金の確実な回収に努められたい。

なお、過年度未収金については、督促・催告・訪問などを通じ、債務者一人ひとりの生活実態等を把握するとともに、確実に記録し、回収が困難と思われる場合は、法令等に基づき不納欠損処分を行うなど、適正な債権管理に努められたい。

## ３　各部署の財産管理について

公有財産については、おおむね登米市公有財産規則等に基づき管理されているが、現在貸付けしている普通財産及び未利用の遊休財産については、払下げなどの処分に引き続き取り組まれたい。

## ４　適正な事務処理について

事務処理の厳正かつ適正な執行を確保するため、職員自らがコンプライアンス意識の向上に取り組むとともに、内部統制の構築にも努められたい。

また、次の点については、本監査において見受けられた事例であるので、留意されたい。

（１）公金等の取扱いについては、金庫等点検記録簿など関係帳票の未記入や記入内容の誤りなどが散見された。小さなミスから大きな事故につながらないよう常に不祥事や事故の発生防止を念頭に置き、マニュアルを遵守の上、より一層適正な管理に努められたい。

（２）施工業者や補助金交付団体等から提出される書類について、日付等の記載が漏れているものや不適切な筆記用具で記入されているものがあった。受領時の確認作業を徹底の上、漏れや誤りがある場合は適正な書類の提出を求められたい。

（３）文書への収受印の押印漏れや決裁年月日等の未記入、契約書の遅延利息率の相違など、確認を行うことで防げる誤りが散見されていることから、複数人による確認を徹底の上、適正な処理に努められたい。

## ５　前回指摘事項の処理状況について

監査の指摘事項に対する措置の状況は、おおむね適正に処理されていた。

## ６　その他

前年度の監査において、口頭で改善を促していたものや、指摘した内容が実務を担っている職員まで浸透していないことにより、再度繰り返している実態も見受けられた。監査を受けた管理監督職員等においては、所管する職員に周知の上、内容の共有及び再発防止に努められたい。

【個別事項】

本監査において、下記のとおり改善を要する事例が見られたので、関係法令に基づいた適正な事務処理をされたい。

## １　福祉事務所

### （１）子育て支援課

過年度児童扶養手当返還金の未納分については、これまでの債権管理の経緯、経過を再度確認し、適切な対応をされたい。

## ２　環境事業所

### （１）衛生センター

現金取扱簿は施設運転管理業務及び手数料収納管理業務を委託している業者が作成しているが、不適切な筆記用具での記入や金額の誤りが見られた。公金等取扱マニュアルに基づく適切な処理を行うよう指導されたい。

## ３　産業経済部

### （１）農政課

後継者等肉用牛貸付事業における未収金の回収努力は、十分であったとは言い難い状況である。未納案件に関する現状を再度精査するとともに、債権管理マニュアルに準じた手続きを可能な限り早期にとられるよう努められたい。

## ４　建設部

### （１）建設総務課

同一地区内での施設修繕に係る工事について、見積決定日、契約金額、請負業者、施工後の請求日が同一となっており、分割発注による随意契約と思われる案件があった。一括発注が可能であったと考えられることから、適切に発注されるよう改善を図られたい。

また、変更契約の理由によっては、当初発注する以前に現場を確認することで、適正な工期を設定できたと思われる案件も見受けられたことから、実際に想定される範囲内で積算や計画をされるよう努められたい。

### （２）道路課

令和元年東日本台風による災害の影響により、全体事業に占める繰越事業の割合が極めて高い状況となっている。一定程度はやむを得ないと理解するが、通常事業に繰延等の影響が出ていることに加え、繰越により生ずる弊害を理解し、繰越事業を最小限に抑えるとともに、翌年度早期に完了されるよう努められたい。

## ５　教育委員会

### （１）教育総務課

学校給食センターにおける給食費の取扱いについて、歳入調定の起票誤りや過誤納金の二重還付など不適切な事務処理が見受けられた。市の信用を失うことにつながるため、事務処理には細心の注意を払われたい。

また、給食費の未収金が増加傾向にあることから、徴収計画の内容を検討し、未収金の解消に努められたい。

### （２）学校教育課

前年度に引き続き、歳入調定の起票手続きが不適切であった。会計上のルールについて課内で情報を共有し、同じ誤りを繰り返すことがないよう徹底されたい。

また、小学校電気設備改修工事及び中学校空調機械設置工事において、仕様の精査を十分に行わなかったことにより、大幅な減額変更契約や入札中止に至っていることから、予算要求時及び発注時における精査を十分に行い、適切に発注されるよう改善を図られたい。